

別記様式

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	巡回連絡カードに関するファイル
行政機関等の名称	香川県警察本部長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	<p>生活安全部地域課、東かがわ警察署（白鳥交番、引田交番、相生駐在所、小海駐在所、福栄駐在所、西村駐在所、町田駐在所）、さぬき警察署（署所在地、長尾交番、津田交番、鶴羽駐在所、松尾駐在所、小田駐在所、鴨部駐在所、富田駐在所、神前駐在所、鴨庄駐在所、石田駐在所、多和駐在所、造田駐在所）、高松東警察署（署所在地、川添交番、川島交番、井戸駐在所、神山駐在所、田中駐在所、植田駐在所、前田駐在所）、小豆警察署（署所在地、土庄交番、福田駐在所、橘駐在所、坂手駐在所、安田駐在所、草壁駐在所、大部駐在所、大鐸駐在所、北浦駐在所、四海駐在所、豊島駐在所、池田駐在所、三都駐在所）、高松北警察署（牟礼交番、高松町交番、屋島交番、木太町交番、松島町交番、花園町交番、瓦町駅前交番、塩屋町交番、丸亀町交番、高松駅前交番、番町交番、香東交番、香西交番、女木駐在所、宮脇駐在所、弦打駐在所、鬼無駐在所、下笠居駐在所、直島東駐在所、直島西駐在所、原駐在所、庵治駐在所）、高松南警察署（栗林交番、今里交番、レインボー交番、鶴尾交番、一宮交番、仏生山交番、香川交番、檀紙駐在所、川岡駐在所、三谷駐在所、香南駐在所、安原駐在所、塩江駐在所）、坂出警察署（坂出駅前交番、宇多津交番、王越駐在所、林田駐在所、松山駐在所、府中駐在所、与島駐在所、加茂駐在所、川津駐在所）、高松西警察署（署所在地、国分寺交番、陶駐在所、畑田駐在所、羽床上駐在所、山田駐在所、粉所駐在所、国分寺南駐在所）、丸亀警察署（土器交番、丸亀中央交番、田村交番、郡家交番、飯山交番、多度津交番、善通寺交番、綾歌交番、垂水駐在所、川西駐在所、飯野駐在所、豊原駐在所、四箇駐在所、白方駐在所、本島駐在所、龍川駐在所、与北駐在所、吉原駐在所）、琴平警察署（琴平駅前交番、高篠駐在所、四條駐在所、長炭駐在所、十郷駐在所、七箇駐在所、造田駐在所、美合駐在所）、三豊警察署（署所在地、詫間交番、麻駐在所、二宮駐在所、大見駐在所、吉津駐在所、松崎駐在所、栗島駐在所、大浜駐在所、仁尾駐在所、長瀬駐在所、辻駐在所、豊中南駐在所、財田上駐在所、財田中駐在所）、観音寺警察署（署所在地、観音寺駅前交番、豊浜交番、栗井駐在所、一ノ谷駐在所、常磐駐在所、柞田駐在所、伊吹駐在所、紀伊駐在所、五郷駐在所、大野原駐在所）</p>

個人情報ファイルの利用目的	犯罪の予防、災害事故の防止その他住民の安全で平穏な生活を確保するために利用する。	
記録項目	1 住所、2 氏名、3 生年月日、4 電話番号、5 非常時の連絡先 6 警察に対する要望連絡事項	
記録範囲	巡回連絡を実施した世帯の世帯主、家族及びその非常時の連絡先 巡回連絡を実施した事業所の代表者及びその非常時の連絡先	
記録情報の収集方法	巡回連絡	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない。	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称) 香川県警察本部警務部企画課	
	(所在地) 〒760-8579 香川県高松市番町4-1-10	
訂正及び利用停止に関する他の法律又はこれに基づく命令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
	—	

行政機関等匿名加工情報の概要	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—
	—
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—
備 考	